

2 医安第 5 5 4 号
令和 2 年 8 月 4 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の第 5 回変更について (通知)

愛知県の感染状況は、極めて厳しい状況にあることから、7月27日に「第2回愛知県新型コロナウイルス感染症検証委員会」を開催し、判断基準となる指標を改定し、7月29日にはその指標に基づき、県民・事業者の皆様には「厳重警戒」を呼びかけるとともに、8月2日には、「第11回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」を開催し、接待を伴う飲食店等を対象に、名古屋市の栄・錦地区に限定した営業時間短縮等の要請を行うことを決定し、県民・事業者へのメッセージを発出しました。

オール愛知で第2波を克服するため、8月4日付けで、「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」の第5回変更を行いましたので、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、この取組の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

< 県WEBページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課
薬事グループ
毒劇物・麻薬・血液グループ
監視グループ
生産グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 3 (タ`ヤルイ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 5 (タ`ヤルイ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 4 4 (タ`ヤルイ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 4 (タ`ヤルイ)
電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp